

安全・安心な地域社会の維持に向けて 良好な環境を守りつづけていくために 不法投棄産業廃棄物除去のための財政支援に要する **基金へのご協力を！**

原因者が支障除去等の措置をとらず、不法投棄された産業廃棄物は、都道府県等が支障除去を行い、その費用については、国及び産業界による財政支援を行うこととされています。



財政支援は、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金を通じて行われますが、近年、大規模な産業廃棄物不法投棄の発生などにより財政支援に要する基金が枯渇するおそれがあります！



産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金から支障除去等に必要な費用を支援する制度が設けられています。
支障除去のための基金への、出えんのご協力をお願いいたします。

●基金による支障除去の実施例

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

<https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=5>



詳しくは、https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/tekisei_kikin.html



産業廃棄物による支障除去のための 基金へのご協力について

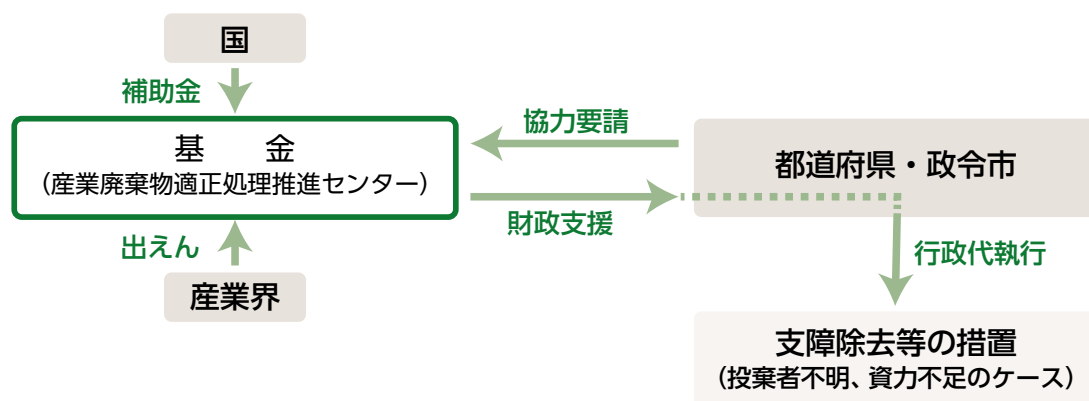
廃棄物の適正処理は、排出事業者に課された責任であり、良好な生活環境の保全や、地域循環共生圏の構築にも資するものです。不法投棄の未然防止のために、国及び都道府県等では、規制・監視を強化していますが、不法投棄の撲滅には至っていません。

生活環境保全上の支障が生じ、原因者等が不明な場合には、都道府県等が代執行を行います。その費用は産業界と国が積み立てた基金から一部補助しています。

近年、基金残高における産業界の負担分が減少し続けていて、毎年度支援できる額が目減りしており、大きな事案が発生した場合に莫大な費用が必要となるため、基金が枯渇することが懸念されます。

基金による財政支援制度

支障除去等に必要な費用は、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金から支援する制度が設けられています。



企業・団体の皆様からご出えんいただくに当たり 以下のような方策を予定しています。

- 感謝状の贈呈
- 環境省ウェブサイトで、出えん企業・団体の公表
- 新たな出えんがあった場合は、環境省公式SNS、環境省新着情報メール配信サービスで発信
- 報道発表（出えん企業・団体のリスト紹介）
- 出えん企業・団体の適正処理や不法投棄防止に関する活動を環境省ウェブサイトや基金運営法人の広報誌に掲載

■ 本基金への出えんは、特定公益増進法人に対する寄付として、税制優遇を受けることが可能です。

基金制度へご協力いただく場合の手続きについて

次の連絡先までお気軽にご相談ください（手続きには1～2か月程度要します）

環境省 環境再生・資源循環局 不法投棄原状回復事業対策室

MAIL : hairi-tekisei@env.go.jp

TEL : 03-6205-4798（直通）